

寒川町訓令第7号

庁 中 一 般

出先機関一般

寒川町公用車ドライブレコーダー等の管理及び運用に関する規程の一部を改正する
訓令を次のとおり定める。

令和5年3月31日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町公用車ドライブレコーダー等の管理及び運用に関する規程の一部
を改正する訓令

寒川町公用車ドライブレコーダー等の管理及び運用に関する規程（平成30年寒川町訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「寒川町個人情報保護条例（平成11年寒川町条例第25号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の関係法令」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。